

第2回水道料金等審議会 会議録

- 会議の名称：第2回甲府市水道料金等審議会
- 開催日時：令和5年6月23日（金）午後3時00分～午後4時30分
- 開催場所：甲府市上下水道局 3階大会議室
- 出席委員：風間ふたば委員、落合圭子委員、野村千佳子委員
相川正美委員、五領田周司委員、矢島静枝委員
志田昌子委員、雨宮登美子委員、花田智委員
田中好久委員、藤森一浩委員、河野昭三委員
- 欠席委員：塩谷知則委員、石平博委員、根津佳明委員
中込敏雄委員、伊藤友里委員
- 傍聴者数：0名
- 次第
 - 1 開会
 - 2 報告事項
 - 3 議事
 - (1) 「甲府市上下水道事業経営戦略」及び「第6次戦略推進計画」について
 - (2) 水道料金・下水道使用料のしくみについて
 - (3) 甲府市の水道料金と下水道使用料について～他都市との比較～
 - (4) 算定期間について
 - (5) その他
 - 4 事務連絡
 - 5 閉会

■ 審議内容

【会長】次第の3「議事」に入ります。

本日は、プロジェクターを使った説明となるようなので

- (1) 「甲府市上下水道事業経営戦略」及び「第6次戦略推進計画」について、
 - (2) 水道料金・下水道使用料のしくみについて、
 - (3) 甲府市の水道料金と下水道使用料について～他都市との比較～、
- 一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。

《事務局説明》

【会長】

事務局から説明をいただきました。復習しますと、まず水道、下水道ともに長期計画が策定されていて、それぞれでどのようなことをしなければならないかということも計画されているようです。その中にはお金のことも含まれているという説明もいただきました。水道事業では、年間 30 億から 50 億円程度の規模の事業、下水道事業は、70 億から 80 億円程度の規模となり、合わせると 100 億円規模となるということで、私たちが便利に水を利用することや、トイレの水を心配なく流せることに対して、甲府市だけでも年間このぐらいのお金がかかっているということをお分かりいただいたかと思います。

続いて、この審議会の目的であります料金について、どのように料金が設定されていくのかを説明いただきました。わかりにくい部分や、もう一度説明をして欲しい部分など質問があれば、この機会に伺っていただき、これから先の審議を進めていけるようにしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

今回は水道料金、下水道料金を併せての審議ということでよろしいのでしょうか。

【事務局】

今回は水道料金、下水道使用料のそれぞれについて審議していただきます。

【委員】

水道に関しては、合併した上九一色地域や甲府市北部など、人口の少ないところでも必ず布設していかなければいけないのは理解できますが、下水道については、普及率 100%に向けて整備していくのでしょうか。下水道に関しては地域によって流域下水道で処理していると思いますが、必ず下水道に接続しなければならないのでしょうか。また、面積によって受益者負担金が賦課されていると思いますが、そういったところの現状も教えていただきたいと思います。水道事業に関しては、これから人口は減少するものの、調整区域で新築の家が増えれば布設

をしなければならないと思いますが、それに対する費用的な面をもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

【事務局】

下水道の状況につきましては、甲府市の普及率は、人口比に対して約97%となっております。下水道は都市計画事業といたしまして、どこの区域を整備するということを都市計画審議会で決定し、その計画の一部の地域に対して、事業認可を得て、整備している状況です。事業計画以外の地域に関しましては、環境部から浄化槽設置に対する補助金が出ております。人口の少ないところの整備を進めるのか、浄化槽などの処理方式にするのか、費用等の面から検討する必要がありますが、現在、その検討を進めているところであります。

【会長】

下水道を接続していない家庭などから、受益者負担金をいただいているのでしょうか。

【事務局】

下水道は整備が決定しますと、市街化区域につきましてはすべての土地に、市街化調整区域は宅地の部分に対して、受益者負担金を賦課しております。受益者負担金は、整備が決まった年度からいただいておりますが、諸事情によりお支払いが困難である家庭が多くあります。そのような点も考慮する中で、今後は計画を見直していく必要があります。

【会長】

人口が増えていけば問題ないようですが、現状は普及率を伸ばすことに関しても検討しているようです。

【委員】

説明資料のなかで、浄水場を更新するイメージがありますが、今後3年間で修繕や建て直しの予定はありますか。

【事務局】

浄水場につきましては、数年内に建屋や土木構造物を更新する計画はありません。30年を経過しておりますので、設備等の更新は行ってまいりますが、土木構造物などの大規模な更新はありません。しかし大正時代から使用している中区配水池に関しては、土木構造物から更新していく計画になっています。

【会長】

それらの計画も中期計画で策定されているということですね。10年計画を立てるときに、どの施設を更新していき、それをいつやるのかを落とし込んでいくので、それぞれの年度ごとの計画の中に予算も含まれてくるということかと思えます。

【事務局】

第4回以降に長期財政収支をお示ししながら、事業としてどのように計画しているのかをご説明させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【会長】

次回が施設見学となりますので、実際にどのように水の供給がされ、あるいは下水がどのように処理されているのか、そこにどのような設備があるのかなどを確認し、どのような費用がかかっているのかを感じていただければと思います。

私の方から質問します。総括原価方式の説明の中で、一般的な料金の算定方法の考えが出てきましたが、これから審議委員の皆様が、具体的な料金が適正かどうかをどこに目をつけて判断すればいいのか、また、今日の説明の中で特にどの部分を見て欲しいというところを事務局から説明いただきたいですが、いかがでしょうか。

【事務局】

質問していただいた内容は、一番重要なポイントとなりますが、分かりにくい部分であるかと思えますので、もう一度、資料を見ていただきながら説明したいと思います。

まず、財政計画と総括原価につきましては、第4回目以降の審議で提示をした

いと考えております。

財政計画につきましては、資料「水道料金と下水道使用料のしくみ」の 8 ページになりますが、経営戦略に基づく事業を進めていく上で必要となる費用や、収入などを見積ることで策定されます。

一方で、資料 11 ページの総括原価につきましては、適正な料金収入を算定するために必要な考え方であり、安定的な事業運営に必要な資産維持費が含まれるものであります。

施設などは、同じものを同じように建て替える場合であっても、物価の高騰や機能向上など、その条件が変わるために、同じ費用では建て替えられない場合が多くなります。そのため、資産維持費を加えて料金水準を算定することが、総括原価という考え方になります。

財政収支においては黒字が見込まれても、総括原価方式で計算しますと料金収入が不足するという場合は、適正な料金収入になっていないという判断ができます。そのような点をポイントとして見ていただければと思います。

【会長】

13 ページの図に描いていただいているように、長期計画を立てるときには、減価償却費などから、今ある施設を更新するために、毎年このぐらい貯金をしていこうということが計算できます。しかし、材料費が上がることも水道料金に反映していかないと、結局お金がなくなってしまうと理解しましたが、そのような理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【会長】

それから、甲府市においては水道の口径の 13 ミリと 20 ミリの基本料金が違う設定となっているようですが、そこについても説明をしていただけますでしょうか。

【事務局】

資料3の9、10ページになりますが、本市では13ミリと20ミリで口径によって基本料金が異なっております。13ミリと20ミリでは、流れる水の量が約2倍の差があります。従いまして基本料金も2倍程度の差を設けることが、合理的であるという考えから、本市の現行料金の料金体系においては、格差が約1.8倍となっている状況になっています。しかしながら、家庭内で水を使う場面や場所が増えている状況の中で、快適に使える環境を提供するために、多くの都市では、13ミリと20ミリの基本料金に大きな差を設けていません。今後、料金体系を設定する上では、このような考え方もあるということが、参考となる要素の一つであると考えております。

【事務局】

補足で説明をさせていただきます。13ミリと20ミリの口径における水の出方の比較について補足をさせていただきます。

最近新築されるご家庭におきましては、10栓程度で、同時に使用するケースも想定されるところであります。食器洗い、洗濯、シャワーなどを同時に使用した場合の口径水量は、少なく見積もっても13ミリの標準使用水量を上回るため、水の出が細く感じてしまうことがあります。

これを20ミリとした場合は、標準使用量内での安定した供給が可能となりますので、より快適に水道をご使用いただくことができます。参考ですが、現在ハウスメーカー等による一般家庭の建築工事におきましては、水道メーターのすぐ下流の口径は、20ミリや16ミリがスタンダードな形となっております。

【会長】

荒川ダムがないころは水が少なかったから、みんなで水道を使うためには、細い口径で大勢の人が使えるようにしようと13ミリにし、たくさん使う人には相当に料金をいただくということで基本料金の差を設けていた。しかし現在では、生活のしやすさを考えると、13ミリでは、シャワーをしている間に誰かが水を使うと細くなってしまいますが、20ミリにしておけば、快適な水の使用ができるような環境になっているということですね。そうすると、やはり水道の口径で料金が大きく違うのであれば、細いままでもいいやと思う人も出てきますが、そこも料金体系を考える一つのポイントということを行っているということですね。

そのため、13ミリも20ミリも同じ料金にすれば、20ミリの口径に変えやすいわけですね。そういう料金の設定の仕方も考えておくポイントだと思いました。

【委員】

甲府の地下水などについては、将来的に取水し続けることができるのか、お聞かせいただければと思います。

【事務局】

甲府市の水道事業においては、平瀬浄水場の表流水と昭和浄水場の地下水を利用しております。現状では、地下水などが枯渇する心配はありません。なお、現在は、平瀬浄水場の表流水をできる限り多く利用することとしております。昭和浄水場の地下水のくみ上げには、ポンプを利用することにより電気代が必要となることから、なるべく経費をかけないための配慮によるものです。

【会長】

補足ですが、甲府の盆地の地下水については山梨大学でも調査をしている研究室がありまして、その水の起源はどこにあるのかなど調べています。説明ありましたように、今のところ枯渇がすぐ起きるなどというようなことは、あまり心配しなくてもいいだろうということです。

先ほど申し上げましたように本当に身近な水のことです。私たちはその料金設定についてこれから妥当かどうかの判断をしますが、次回の施設見学、その次には、具体的な数値もお示しいただくということですので、今日の説明を念頭に、分からないことや気になるところは折々で質問していただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に算定期間を皆さんにお諮りいたします。では、事務局から説明をお願いいたします。

《事務局説明》

【会長】

3年の試算で説明がありましたが昨今の状況を考えると、長く取っておくよりは短い方がいいだろうというふうには考えますが、いかがでございましょうか。3年という提案でよろしいですか。

《各委員 異議なし》

【会長】

ありがとうございました。それでは算定期間については3年ということで、試算をしていただきたいと思います。

次に（5）その他に移ります。皆さまの中で、本日、何か審議のご提案等がございましたら、お願いします。

【事務局】

先ほどの質問に対して、補足説明をさせていただきます。水道につきましては、昇仙峡などの北部や上九一色地域は、簡易水道等事業となります。また、下水道につきましては、上九一色地域は農業集落排水事業となり、別会計の事業となります。今回の審議には含まれませんので、ご承知おきください。

《各委員 質疑なし》

【会長】 これで、次第3「議事」を終了とさせていただきます。

以 上